大規模小売店舗立地法に基づく届出について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満 了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和2年10月12日

岡山市長 大森雅夫

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 BRANCH岡山北長瀬

所在地 岡山市北区北長瀬表町二丁目444番13、444番14、17番101、 17番102(計4筆)の一部

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和リース株式会社

住所 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

代表者の氏名 代表取締役 森田 俊作

- (3) 変更事項
- ①大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

(変更前)別紙「小売業者一覧【変更前】」参照 (変更後)別紙「小売業者一覧【変更後】」参照

(4) 変更年月日

(5)変更理由

小売業を行う者の代表者変更並びに小売店舗を1店追加したため

2 届出年月日

令和2年9月28日

- 3 縦覧の期間及び場所
- (1) 縦覧の期間

令和2年10月12日から令和3年2月12日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興·雇用推進課